

インフルエンザ出席停止期間について

中央市立田富小学校

インフルエンザにかかった場合は、学校保健安全法第 19 条に基づき、医師の許可が出るまで出席停止となります。インフルエンザの出席停止期間の基準は下記の通りになっています。厳守してください。

学校感染症名	出席停止期間
インフルエンザ (新型インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで

これにより、「発症した後5日を経過」かつ「解熱した後2日を経過」の両方を満たす期間、登校することができません。どんなに早く熱が下がったとしても、最低、発症した後5日は出席停止となります。熱が下がった日によって、出席停止期間が延長していきます。(下記表参照)

例	発症日	発症後 5 日間 (出席停止期間)					発症後 5 日を経過		
	0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目
発症後 1 日目に 解熱した 場合		解熱 1 日目	2 日目				登校 OK		
発症後 2 日目に 解熱した 場合			解熱 1 日目	2 日目			登校 OK		
発症後 3 日目に 解熱した 場合				解熱 1 日目	2 日目		登校 OK		
発症後 4 日目に 解熱した 場合					解熱 1 日目	2 日目	登校 OK		
発症後 5 日目に 解熱した 場合						解熱 1 日目	2 日目	登校 OK	

注 出席停止の期間中は、家庭で安静に過ごしましょう。

- ※1 発症日（発熱した日 0 日）翌日を 1 日目と数えます。
- ※2 発症から5日を経過しても、解熱してから2日を経過しなければ登校はできません。
- ※3 受診していない場合や登校許可証が提出されていない場合は、出席停止扱いにはなりません。
- ※4 処方された薬によっては、解熱が早い場合がありますが、ウイルスはまだ感染者の体内にいます。自己判断で登校すると、学校内での感染拡大につながりますので、登校前に必ず医師の診断を受け「登校許可証」をもらってください。